

相・続・通・信 第21号

新しいHPができました！

相続 松本

検索



↑「相続」「松本」で検索！



相続手続支援センター® 平成24年10月

◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

FAX:026-291-4163

◆松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市市上 13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

FAX:0263-87-2117

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アガーデン 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

FAX:0265-25-0263

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

セミナー開催のご案内



うららかな秋晴れの日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

当センターのホームページはもうご覧いただけましたでしょうか？相続についての耳寄りな情報を掲載しております。ぜひチェックしてみてください！

さて、来る11月17日(土)午後2:30～ホクト文化ホール 第二会議室において、『不動産収入がある方必見！不動産確定申告直前対策～年末までに確認しよう～』と題しまして、セミナーを開催いたします。

確定申告の基礎的なことから不動産収入がある方向けに今のうちにすべき事、今だからこそ出来る事など、税理士が節税対策をお教えいたします。「確定申告前に聞いておいてよかった」と感じていただけるお得な情報満載です。皆さまぜひご参加ください。

セミナー参加費用は無料ですが、**予約制**となっております。お電話お待ちしております！

不動産収入がある方必見！！

『不動産確定申告直前対策』～年末までに確認しよう～

日 時：11月17日(土) 時間 14:30～16:30 (受付 14:00～)

会 場：ホクト文化ホール 第二会議室 (〒380-0928 長野市若里1丁目1-3)
(会場ご不明な方、詳しくは、電話予約時にご説明を致します。)

定 員：30名 持 ち 物：筆記用具、電卓

講 師：北原 正明 (税理士法人成迫会計事務所 税理士)



相続手続支援センター®長野駅前店

申込先
受付時間は
こちらです！

TEL ☎ 0120-49-1322

受付時間 (月～金) 9:00～19:00 (土日祝) 10:00～18:00

受付担当 戸井田・米原 ※土日祝は松本へ転送されます



相続手続支援センター®

～相続の現場から～ 相続財産が不動産しかない。遺産分けどうする？

遺産分割の方法は、それぞれの財産ごとに取得者を決める“現物分割”が最も一般的で、「土地と家屋が長男、A 銀行の預貯金 1000 万円が二男、B 信用金庫の預貯金 700 万円が三男」というように、財産ひとつひとつに相続人の中から取得者を決めます。

ところが、「相続が発生した時、遺産分けをしようと思ったら相続財産が不動産ばかりで、預貯金がほとんどなくて非常に困った」というお話をお聞きすることがあります。相続財産のほとんどが不動産の場合どのように分けられたいでしょうか。

例) 亡き父の相続財産： 土地+建物 1800 万円 預貯金 200 万円
相続人：長男・二男 (法定相続分 各 2 分の 1)

「土地と家屋を跡取りである長男へ、預貯金を二男へ」という分け方をしたらどうでしょうか？長男は 1800 万円、二男は 200 万。大変バランスが悪く、後々相続人間でトラブルに発展する可能性が考えられます。このような場合に、不動産を相続する長男が二男に、父の相続財産ではない長男自身の預貯金を渡す事で、長男と次男の取得財産の調整する方法を代償分割といいます。このケースでは遺産分割協議書に、不動産を長男が相続し、預貯金を二男が相続するという記載に加えて、「代償財産として、長男が次男に対し、金 800 万円を現金を持って交付する」といった記載をします。代償財産は現金のみならず、長男が元々所有をしていた不動産でも構いません。

二男に渡す金銭の額や不動産の内容について決められた基準は無く、「支払う側と受け取る側の双方が得できる財産額」ですので、なかなか代償財産の額が決まらず遺産分割が難航することも多々見受けられます。

代償財産で遺産分割をまとめる場合は、お話し合いの中で互いに妥協点を探りながら、無理のない遺産分けとなるように気遣いあうことが重要です。

Q 相続“豆”知識

A

相続人の中に未成年者がいます。未成年者でも遺産分割協議ができますか？

未成年者は遺産分割協議には参加することができません。未成年者が相続人となっている場合は、未成年者の親が未成年者の代わりに遺産分割協議に参加することになります。

では、ご主人が亡くなり妻と未成年の子どもが相続人となっている場合はどうでしょう。

未成年の子どもの「親」＝「妻」ですので、妻自身は「妻」という身分と「子どもの代理」としての身分 2 役を持つため、自分と自分で協議をすることになります。これを「利益相反」と言います。これではあまりにおかしいということで、未成年の子どもの代わりに遺産分割協議に参加する「特別代理人」を妻とは別に選任して遺産分割協議をすすめるようになります。

特別代理人は相続に利害関係のない人になってもらいます。特別代理人を選任するには家庭裁判所に特別代理人選任の申立を行い、家庭裁判所が許可を出す形で選任されます。特別代理人は未成年者 1 人につき 1 人を選任します。未成年者が複数いる場合は未成年者の数だけ特別代理人を立てなければなりません。

弊社では初回無料相談を行っております。お気軽にお問い合わせください。

